

第1号様式（第3条関係）

蕪崎市住宅改修費受領委任払制度に係る取扱誓約書

年 月 日

（あて先）蕪崎市長

住 所

事業者名称

代表者氏名

印

蕪崎市介護保険住宅改修費受領委任払制度に関して、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

1 平成11年3月31日厚生労働省告示第95号に定められた介護給付費の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令、通達、及び蕪崎市の要綱等を遵守すること。

2 事業にあたっては、蕪崎市、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

3 居宅要介護等被保険者の意思及び人権を尊重し、常に居宅要介護等被保険者の立場に立ったサービスの提供に努めること。

（住宅改修の施行等）

4 要介護等被保険者より介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認決定通知書を受領した旨の連絡があった場合、速やかに当該通知書に記載された内容の住宅改修を行うこと。その際、当該住宅改修の施行に関して十分に説明を行い、快適な環境となるよう施行すること。

（指導・調査等）

5 市長が必要があると認めた住宅改修の支給に関しては、指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

（苦情処理等）

6 居宅要介護等被保険者から住宅改修の施行に関し、苦情又は相談があった場合、居宅要介護等被保険者の状況を詳細に把握する必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、居宅要介護等被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を要介護者等の立場に立って検討し、対処すること。

（賠償責任）

7 住宅改修の施行に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護等被保険者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護等被保険者等に対してその損害を賠償すること。

（秘密保持）

8 事業者及びその職員は、業務上知り得た居宅要介護等被保険者又はその家族の個人情報を保持すること。職を退いた後も、また、同様とする。

（その他）

9 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。